

リユース食器使用基準

NPO 法人富士市のごみを考える会

イベント等で使い捨て容器削減のために使用する「リユース食器」の使用は、次の「洗浄基準」、「保管基準」及び「その他の基準」のいずれをも満足したものに限ることとする。

1) 洗浄基準

- ① 当会所有の「自動食器洗浄機」(使用者を問わない)を用い、「標準コース」以上の洗浄工程で洗浄後、清浄なふきん等で乾拭きする
- ② 「福祉まつりにおけるリユース食器活用要領書」に準拠した「手洗い洗浄ライン」(洗浄者を問わない)にて洗浄後、清浄なふきん等で乾拭きする
- ③ 上記、①、②項のいずれかと同等のもの
同等のものとの判断は、以下による
 - ▶ 洗浄場所に当会会員が参加或いは同席していた場合は、当該会員の判断
 - ▶ 洗浄場所に当会会員が参加或いは同席していない場合は、当該食器返却後、当会会員による検収時の判断



2) 保管基準

- ① 洗浄基準に基づき、洗浄・乾拭きされたものを、種類毎に一定数量ずつポリ袋に分包し、洗浄日を記入した名札をつけて、蓋付きプラスチックコンテナに収納する
- ② 蓋付きプラスチックコンテナを更に埃除けのポリ袋を被せ屋内(通常は富士市大淵倉庫)に保管する
- ③ 「洗浄」後の「保管期限」は、6ヶ月とする

3) その他の基準(保管期限切れによる再洗浄基準)

- ① 「保管期限」(洗浄後6ヶ月を経過したもの)の切れたものは、再度、「湯上げ洗浄」+「清浄な布巾による乾拭き」を行い、再度、保管する
この場合は、備付の名札の洗浄日を当該洗浄日として更新する

<参考資料>

-  食器洗浄機を利用したリターナブル食器システムの手順
-  福祉まつりにおけるリユース食器活用要領書